

国土審議会第11回半島振興対策部会

半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査について

令和5年2月24日
国土交通省国土政策局

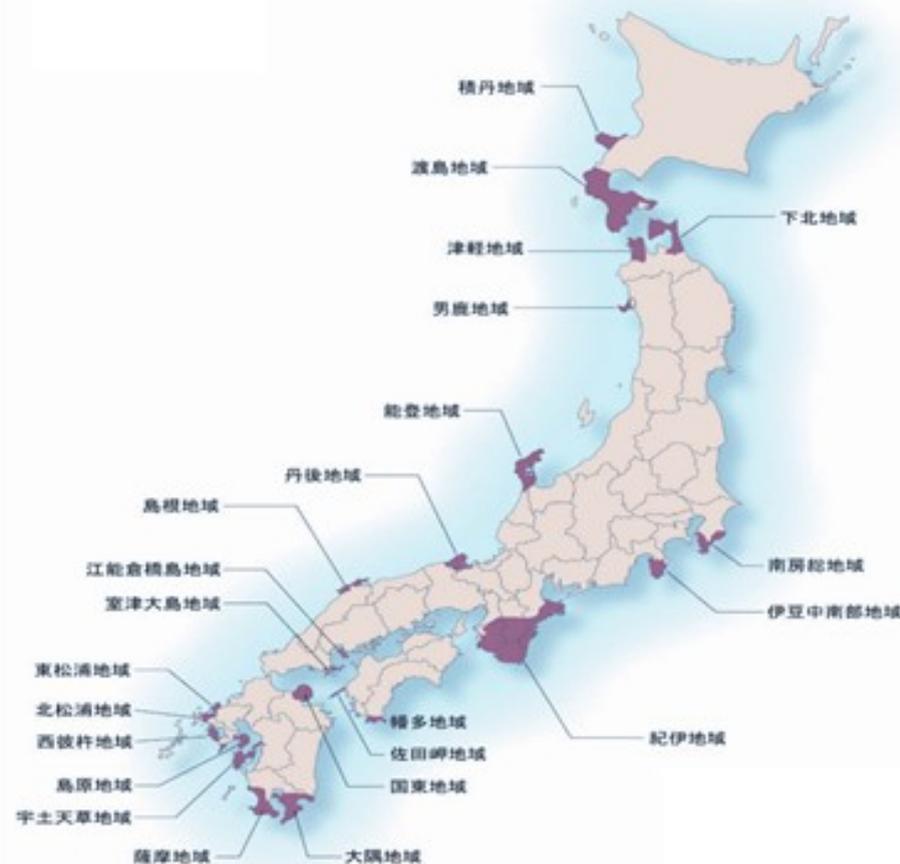
半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査について

【目次】

1. 半島振興施策の概要	…3
2. 主な半島振興施策	…9
3. 中間評価（令和2年度）	…17
4. 半島振興計画の評価のための現況把握等に関する調査について	…20
（参考）半島振興法と離島振興法、過疎法との比較	…21

半島振興法(昭和60年法律第63号)

- **食料の安定的供給**等我が国において重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域について、**多様な主体の連携及び協力**を促進しつつ、**広域的**かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の**自立的発展**、地域住民の生活の向上及び半島地域における**定住の促進**を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。
- 都道府県知事の申請を受け、国が半島振興対策実施地域を指定。都道府県知事が半島振興計画を作成し、国土審議会の意見を聴いた上で主務大臣が同意。
- 昭和60年に議員立法により10年間の時限法として制定され、3度の延長。直近は平成27年3月に改正・延長（**令和7年3月**が現行法期限）。



主な半島振興施策

- ・半島振興広域連携促進事業
- ・工業用機械等に係る割増償却制度
- ・地方税の不均一課税の減収補填措置
- ・半島振興道路整備事業債
- ・半島循環道路等の整備、市町村道等の都道府県代行整備

○半島振興対策実施地域の現況

- ・23地域（22道府県、194市町村）
- ・面積：3.7万km²（全国の9.8%）
- ・人口(R2)：377万人（全国の3.0%）
- ・人口増減率(H27-R2)：△6.8%（全国：△0.7%）
- ・高齢化率(R2)：37.5%（全国：28.6%）

1. 半島振興施策の概要

・半島振興の必要性

半島振興とは、条件不利地域対策だけでなく、**半島の特徴・役割に鑑み**、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進の観点から、**施策を講ずる**。

半島地域の特徴・役割

- ① 漁港や重要港湾等が多く、周辺に工業団地が多く整備されるなど、**物流・人流、産業集積の拠点**である。
- ② 漁業や農業が基幹産業として発展し、水産物や農産物の全国に占める割合が高いなど、**食料の安定供給拠点**である。
- ③ 自然景観や独自の文化等、**豊富な地域資源**を有する。

三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど、**国土資源の利用の面における制約**がある。

産業基盤及び生活環境の整備等について、**半島を除く地方圏と比較して低位**にある。

重要な役割を担う半島地域において、条件不利性が故に人口減少、高齢化が急速に進展することで、物流・人流、産業集積や食料の安定供給等の**国土政策上の観点からも大きな支障**が生じる。

半島振興対策実施地域

多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずる地域

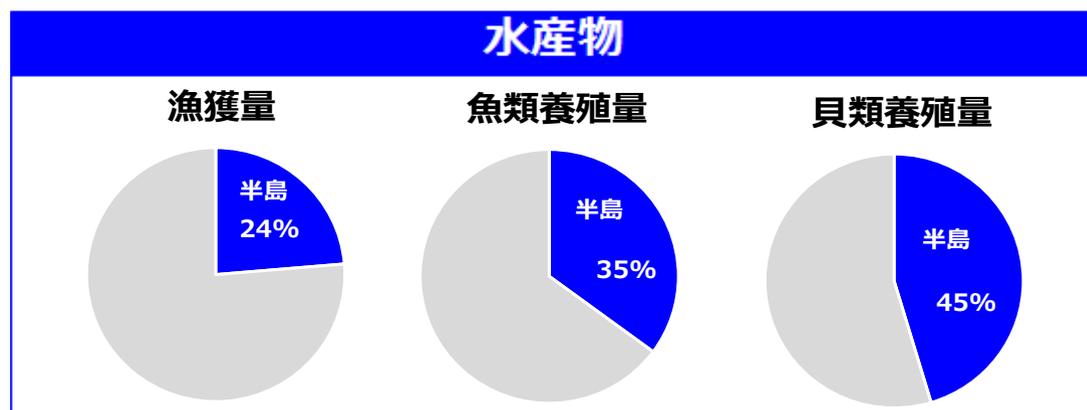
- **多様な主体の連携及び協力を促進する観点から、半島振興に取り組む道府県の申請が前提。**
- **以下の指定要件に該当する地域を、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域として、国が指定。**
 - ① 複数の市町村からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域
 - ② 高速自動車国道、空港等の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域
 - ③ 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域

1. 半島振興施策の概要

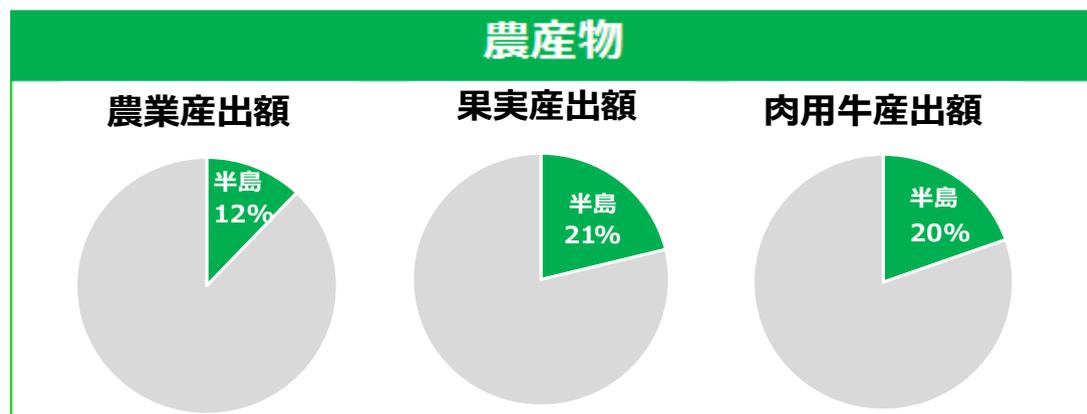
・半島地域の重要な役割（水産物・農産物の供給）

半島地域は、古くから漁業や農業が基幹産業として発展。総人口に占める人口割合3%に対し、水産物・農産物の供給割合が高く、全国への食料の安定供給拠点として重要な役割を果たしている。

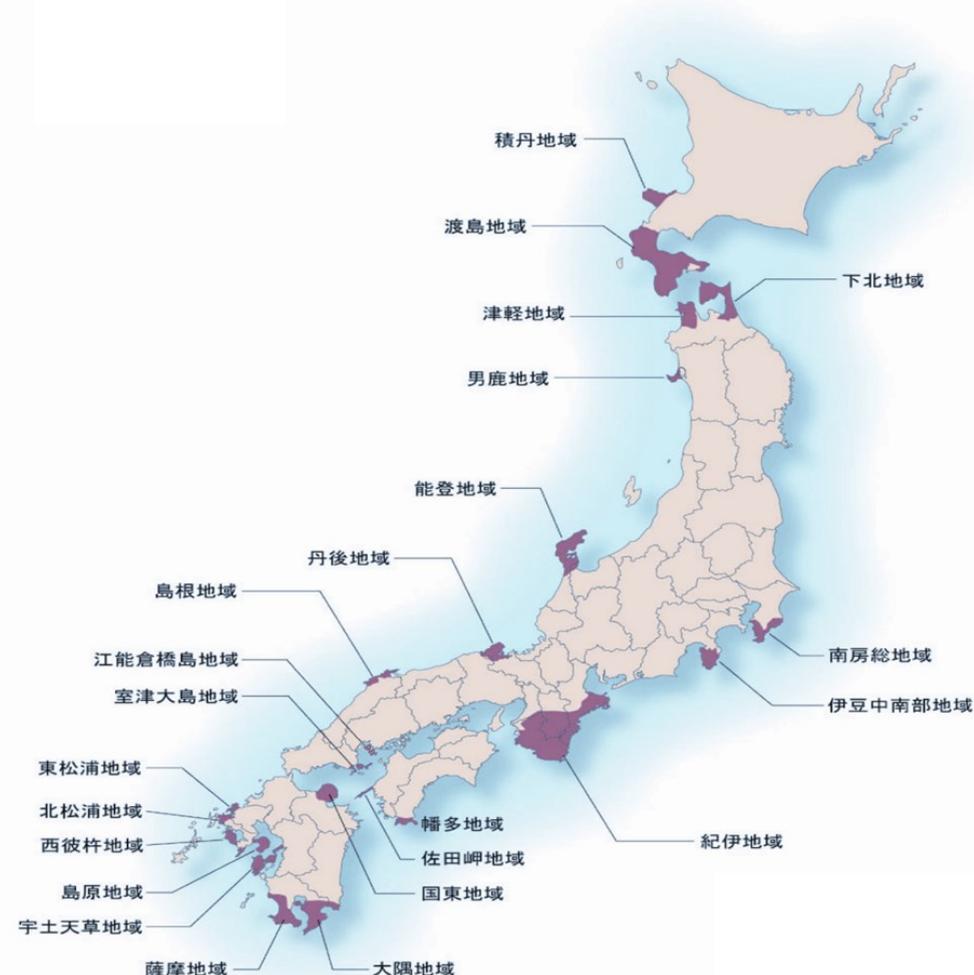
【半島地域の漁業・農業の全国に占める割合】



農林水産省「平成30年海面漁業生産統計」により作成



農林水産省「令和元年度市町村別農業算出額（推計）」により作成



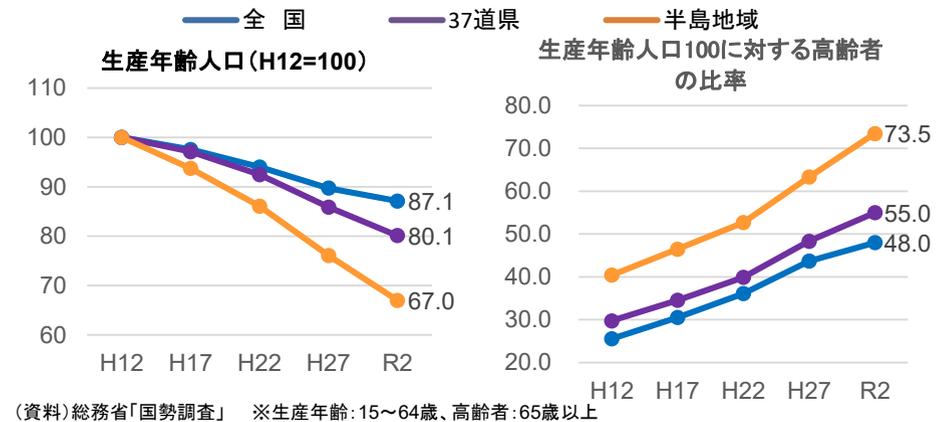
・半島地域の条件不利性

- 半島地域は、交通アクセス性に難があり、生産年齢人口の減少や高齢化が深刻という課題を有している。
- 半島地域の人口は減少の一途にあり、昭和60年の509万人から、令和2年には377万人へと、26%減少しているほか、生産年齢人口も減少が続いている。

半島地域の課題

- ① 海に突き出た形状をしており、平地が乏しく、居住や経済活動の制約が大きい。
- ② 三方を海に囲まれており、陸路でのアクセスが不便。
- ③ 高速道路、空港等その他の公共的施設の整備が他の地域に比べて低位。
- ④ 生産年齢人口の減少が長期にわたり継続し、高齢化も進展。

生産年齢人口の推移



アクセス所要時間

	半島地域の市町村平均 (平成29年)
空港	88分
新幹線駅	123分

(資料)国土交通省NITAS(全国総合交通分析システム)フルモードを用いて算出。

課税対象所得及び財政力指数の推移

- ・課税対象所得は全国平均の8割程度。財政力指数も脆弱。

納税義務者1人当たりの平均課税対象所得

財政力指数

	令和2年度		平成29年度	令和2年度
全国	3,414千円	全国	0.51	0.51
半島地域	2,803千円	半島地域	0.36	0.36

(資料)総務省「市町村税課税状況等の調」、「全市町村の主要財政指標」

1. 半島振興施策の概要

・半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）

半島地域の自立的な発展を促進するため、半島振興法の期限を**10年間延長**するとともに、**法目的の追加**、**半島振興計画の計画事項の拡充**、**配慮規定の追加等**を措置。

改正の概要

法の目的に「定住の促進」を追加等（第1条）

半島振興計画の計画事項の拡充（第4条）

- ・交通通信の確保
- ・就業の促進
- ・医療の確保
- ・防災体制の強化

多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設（第6条）

市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設（第9条の2～第9条の11）

国及び地方公共団体の配慮規定の追加等

（第12条の2～第15条の4）

- | | |
|-----------------|----------|
| ①地域公共交通の活性化及び再生 | ⑤生活環境の整備 |
| ②情報通信面の格差の是正 | ⑥医療の確保 |
| ③その他の産業の振興 | ⑦観光の振興 |
| ④就業の促進及び教育の充実 | ⑧防災対策の推進 |

地方税の不均一課税時の減収補填措置に関する規定の所要の改正（第17条）

主務大臣を追加（文部科学、厚生労働、経済産業、環境）（第19条）

法期限の10年間延長

（平成37年3月31日まで）（附則第2項）

1. 半島振興施策の概要

・ 半島振興計画の作成

半島振興法第3条第1項に基づき、都道府県が、半島振興対策実施地域に指定された地域の広域的・総合的な振興を図るため主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣）の同意を得て作成。主務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いた上で同意。

半島振興法第4条・「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（関係省庁による通知^(注)） において定められた記載事項

(1) 交通通信の確保

- (ア) 交通通信の確保の方針
- (イ) 交通施設の整備
- (ウ) 地域における公共交通の確保
- (エ) 情報通信関連施設の整備

(2) 産業の振興及び観光の開発

- (ア) 産業の振興及び観光の開発の方針
- (イ) 農林水産業の振興
- (ウ) 商工業の振興
- (エ) 観光の開発
- (オ) その他の施策

(3) 就業の促進

- (ア) 就業の促進の方針
- (イ) 就業促進対策

(4) 水資源の開発及び利用

- (ア) 水資源の開発及び利用の方針
- (イ) 水資源確保対策
- (ウ) 水資源の利用

(5) 生活環境の整備に関する事項

- (ア) 生活環境の整備の方針
- (イ) 下水道、廃棄物処理施設等の整備
- (ウ) 公園等の整備の推進
- (エ) 住宅関連対策
- (オ) 生活サービスの持続的な提供
- (カ) その他の整備

(6) 医療の確保等

- (ア) 医療の確保の方針
- (イ) 医療の確保を図るための対策
- (ウ) その他の対策

(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

- (ア) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針
- (イ) 高齢者の福祉の増進を図るための対策
- (ウ) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

(8) 教育及び文化の振興

- (ア) 教育及び文化の振興の方針
- (イ) 多様な人材の育成
- (ウ) 教育・文化施設等の整備
- (エ) 地域文化の振興

(9) 地域間交流の促進

- (ア) 地域間交流の促進の方針
- (イ) 地域間交流の促進のための方策

(10) 国土保全施設等の整備及び防

- 災体制の強化**
- (ア) 災害防除の方針
- (イ) 災害防除のための国土保全施設等の整備
- (ウ) 防災体制の強化
- (エ) その他の対策

(11) その他半島振興に必要な事項

(注) 平成27年4月1日付け国土地半第51号・総行地第49号・26農振第2189号・26文科政第86号・政社発0326第6号・20150323地局第2号・環政計発第15033010号・国土交通省国土政策局長・総務省地域力創造審議官・農林水産省農村振興局長・文部科学省大臣官房長・厚生労働省政策統括官（社会保障担当）・経済産業省地域経済産業審議官・環境省環境政策局長通知

2. 主な半島振興施策

・ 半島振興広域連携促進事業（補助事業）

概要

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図る観点から、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援するため、平成27年に創設。

補助対象（取組主体）

道府県・市町村

1 / 2 補助

民間団体

1 / 3 補助

(自治体の負担額と同額まで)

適用の主な要件

複数の取組主体の連携

半島地域内複数市町村での実施 (注1)

(注) 大都市等で実施することがより効果的であると認められる事業については半島地域外で実施可。

ソフト事業 (注2)

(注) 道府県が各取組主体の取組を事業としてパッケージ化して国に申請

対象事業

交流
促進

経済的文化的諸活動を通じ、半島地域内・他地域との交流を図るため実施する事業

具体例

地域情報発信（簡易な施設整備含む）、PRイベント開催、人材育成、各種調査 等

産業
振興

地域資源の活用による特産品の開発・販売促進に係る事業

具体例

調査・研修、販促フェア開催、展示会出展、テスト販売、広報活動 等

定住
促進

半島地域における定住を促進（情報提供・環境整備）するために必要となる事業

具体例

相談窓口の設置、セミナー等の開催、空家情報の提供、避難計画の策定 等

・工業用機械等に係る割増償却制度（国税優遇措置）

「産業振興促進計画」を策定している市町村において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、建設等を行った場合、**5年間 割増償却が可能。**

（1）対象業種、取得価額要件

製造業・旅館業	個人又は 資本金1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	500万円以上の 取得等	1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 新增設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等（資本金5,000万円超は新增設に係る取得等）		

（2）対象：機械・装置、建物・付属設備、構築物

（3）割増率 機械・装置：普通償却限度額の**32%**、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の**48%**

（4）償却期間：5年

・ 地方税の不均一課税の減収補填措置（地方税優遇措置）

「産業振興促進計画」を策定している市町村又はその市町村の属する道府県が、事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税をした場合、不均一課税による減収額の一部を国が地方交付税により補填。

減収補填の対象業種、取得価額等

事業者の規模（資本金）		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

不均一課税の減収補填措置のイメージ



不
均
一
課
税
に
よ
る
減
収

・半島振興道路整備事業債

半島振興計画に基づき地方公共団体が実施する道路整備事業等に**地方債（半島振興道路整備事業債）**を充て、**元利償還金の一部について交付税を措置**。

対象事業

- ・半島振興法第3条第1項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
- ・半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

措置率

- 充当率75%・交付税措置率30%



元利償還金の30%を普通交付税措置 【実質措置率：22.5%】

- 特に防災機能強化に資する道路整備事業：充当率90%・交付税措置率30%
（「災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資すると認められる路線」等）



元利償還金の30%を普通交付税措置 【実質措置率：27%】

・社会資本整備総合交付金「広域連携事業」(関連施策)

概要

【事業の趣旨】 広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、基盤整備事業等をタイミング良く実施するための事業

【制度概要 [社会資本整備総合交付金(広域連携事業)]】

- (1) 根拠法 : 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号)
- (2) 交付対象 : 都道府県(市町村等への間接交付も可)
- (3) 対象事業 : **複数都道府県が連携して作成する広域的な地域活性化基盤整備計画**(社会資本総合整備計画に記載)に基づく基盤整備事業等
 - ① 基幹事業(広域的特定活動を推進するために必要な基盤整備事業〔都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅等及び提案事業〕)
 - ② 関連社会資本整備事業(基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業)
 - ③ 効果促進事業(基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等)
 - ④ 社会資本整備円滑化地籍整備事業
- (4) 交付期間 : 3~5年程度
- (5) 交付率 : ①基幹事業 = **最大45%**
②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2

実施イメージ



配分の考え方

広域にわたる人の往来、物資の流通を通じて、地域の活性化を図るとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して**重点配分**を行う

- ・広域的な地域の活性化に寄与し地域の個性及び特色の伸長を図り、全体として大きな効果が得られる事業
- ・半島振興対策実施地域において、**自立的発展・活性化等に向けた取組の推進に資する事業**
- ・広域地方計画に位置づけられた広域連携プロジェクトを推進するために広域地方計画協議会の検討を経て作成された広域的な地域活性化基盤整備計画に記載された事業

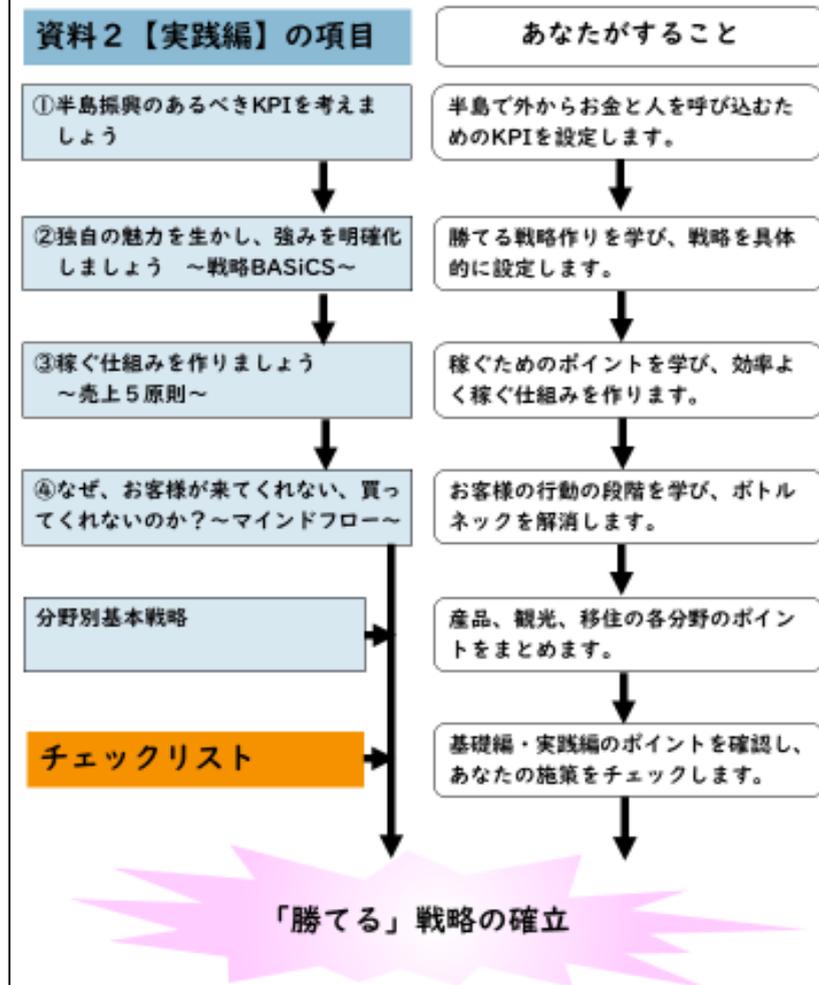
2. 主な半島振興施策

・ 令和3年度半島振興のあり方に関するモデル構築等調査

「半島地域ならではの」の交流促進、産業振興、定住促進に必要な考え方が身につく自治体職員向けのテキスト（ガイドライン・チェックリスト）を作成し、関係自治体（22道府県、194市町村）に提供。

『基礎編』より抜粋

「半島ならではの」の戦略作りフロー



『実践編』より抜粋

弱みで勝つ！

「うちの地域には弱みしかない……」そんなあなた、弱みこそ「売り」にできます！

一見「弱み」に見えるものでも、生かし方を変えることで「強み」に転換できます。通販で手軽に入手できることも有効ですが、一方で、来なければ食べられない・買えない不便さも付加価値になり、商品・サービスの強みとなる場合があります。弱みを強みに変える3ステップを意識しましょう。

ステップ1

「弱み」ではなく「事実」として客観的に羅列

「弱み」があるということは、少なくとも他の商品と「違う点」があるということ。弱みと決めつけるのではなく、「個性」として客観的に列挙しましょう。

ステップ2

「事実」が「強み」になるような「解釈」を探す

「個性」を事実として捉えたときに、それをどう「解釈」するか、で捉え方が変わります。たくさん作れなければ「希少価値」になりますし、車も通らないような地域は「雑音の入らない静かな環境」、流通に向かない海産物は「そこでしか食べられない物」です。見方を変えましょう。

ステップ3

「解釈」を受け入れてくれるお客様に提案

「個性」は、解釈次第で、誰かにとっては強みになります。「個性」が強みになる人を探しましょう。弱みになるか強みになるかは、使い方や使う人次第です。



Good!

弱みを強みに変えて観光資源に！

青森県五所川原市は「地吹雪体験」を「有料」で提供しています。冬場の吹雪は強く、寒くて厳しいため、その時期は観光客が来ないと思うかもしれませんが、温暖な地域の人や吹雪を見たことがない人には、「未知の体験」「雪国の自然を体感できる」魅力的な体験になります。

2. 主な半島振興施策

・半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査（令和3年度補正予算）

新型コロナ長期化による半島地域経済の落ち込み、在宅食料品需要増等の消費行動変化を受け、半島の一次産業の販路拡大、早期売上回復を図り、食料供給機能維持強化と地域経済の下支えを行う。

施策の概要

半島産品の発掘、販路拡大等のための官民連携体制構築のため、ECサイト等を活用した商品の価値増大手法、持続可能なビジネスモデルの構築等の実証調査を行い、得られた知見を半島地域に展開し、成果活用を推進する。

目指す成果

良い物を高く売る「小ロット・多品種・高単価」の商流を創出し、官民連携体制によって「半島の食のブランド化」を推進することで、自律発展的な需要創出の好循環を生み出す。



2. 主な半島振興施策

・半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証調査（令和4年度補正予算）

半島地域経済の落ち込み、在宅等による消費行動の変化を受け、半島の一次産業の販路拡大、早期売上回復を図り、地域経済の下支えを行うことを通じて、半島地域の活性化を促進する。

施策の概要

半島地域ならではの食のキラークンテツ創出のための試作品の開発など、半島の食のブランド化推進のための実証調査を実施し、半島産品の発掘、販路拡大、磨き上げ等のための官民連携体制を構築する。

1. 開発推進支援

- ・ 試作品開発、試行販売、製法の共有

2. 販売促進

- ・ ECサイト等を通じた販売促進
- ・ 半島産品、低・未利用食材データベース維持発展

3. プロモーション

- ・ 試作品記事作成等発信
- ・ 官民連携体制の自走化、維持発展のためのプロモーション

目指す成果

良い物を高く売る「小ロット・多品種・高単価」の商流を創出し、官民連携体制によって「半島の食のブランド化」を推進することで、自律発展的な需要創出の好循環を生み出す。



平成27年改正半島振興法の主要改正事項の中間評価

■ 定住の促進

- ・ 人口減少・少子高齢化進展の影響が懸念されるが、コロナ禍に伴う地方への関心の高まりも期待される。

■ 交通通信の確保

- ・ 半島循環道路は引き続き整備が必要であるが、超高速ブロードバンドはほぼ整備されており、デジタルツールの活用による半島地域の条件不利性の克服が期待される。

■ 就業の促進

- ・ 新設事業所数減、雇用創出率低下が進展しているが、リモートワーク拡大に伴い一部の事業所の地方移転が期待される。

■ 医療の確保

- ・ 病院・診療所数の減少等の懸念があるが、人口当たり医師数は増加している。ICTを活用した遠隔医療推進等による利便性向上が期待される。

■ 防災体制の強化

- ・ 担い手の高齢化と建築物の防火・耐震化や避難・救護施設が引き続き課題であるが、世帯数当たり防災組織数は増加している。ICTを活用した防災対応の省人化や広域連携による受援体制確立が期待される。

■ 支援制度の活用状況(半島振興広域連携促進事業、産業振興促進計画、半島税制対象業種拡大)

- ・ それぞれ活用は進展しているが、半島税制のうち国税優遇措置については一層の活用が期待される。

半島地域の重要性と振興の必要性

- ・ 物流・人流、産業集積、食料の安定供給拠点等、振興の必要性が高い一方、三方を海に囲まれ平地に恵まれないなど地理的不利性があるため、半島振興法に基づく振興が必要。
- ・ 一定の成果が見られる一方、課題も残されており、平成27年の法改正により支援制度の追加等がなされた。

半島地域を取り巻く状況

- ・ 人口減少、少子高齢化が進展し、産業や地域の支えあいなど様々な側面で影響が懸念される。
- ・ 高齢化の進展に伴う福祉需要の増大や社会資本の老朽化が見込まれ、地方財政の悪化が懸念される。
- ・ カーボンニュートラル、SDGs、Society5.0、多文化共生社会等、新しい社会的要請への対応も必要とされる。

新しい生活様式への移行に伴う影響と対応

- ・ 打撃を受けた観光と地域経済・産業の回復を目指す
- ・ リモートワーク拡大と地方への一部の事業所移転期待
- ・ 地方移住、二地域居住進展の可能性

今後の半島振興施策の在り方（改正半島振興法に基づく今後の半島振興施策において注力すべき点）

主要改正事項への対応

■ 定住の促進

- ・ 地方生活への関心の高まりを捉えた移住定住促進

■ 半島振興計画拡充事項

- ・ 交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化

■ 半島振興広域連携促進事業

- ・ 成功事例の共有による幅広い地域への活用促進

■ 産業振興促進計画

- ・ 目標達成に向けた取組強化と新しい生活様式への移行に伴う環境変化への対応

■ 半島税制（国税・地方税）

- ・ 優遇措置の一層の周知による幅広い地域、業種での活用促進

戦略の方向性

■ 新しい生活様式の普及に対応した移住、二地域居住の促進

- リモートワークの普及による移住、二地域居住需要拡大への対応

■ 半島地域の強みを地域振興につなげるマーケティング戦略の構築

- 食料供給拠点機能の維持強化を図る事業の展開
- 地域の資源を活かしたリモートでは得られない価値を重視した交流事業の展開

■ 多様な主体の連携による独自の魅力の創出

- 半島地域の多様性を活かし、多様な主体の連携により、新たな社会的な価値及び独自の魅力を生み出す事業の構築
- 再生可能エネルギー等、社会的課題の解決に寄与する新たな事業の創出

■ 担い手の育成と専門人材による支援

- UJIターン促進策の強化による多様な経験を有する人材の確保
- 地域の民間主体による地域振興への取組の組織化と活動支援
- 地域外の専門人材によるノウハウ導入

■ 生活サービスの維持・改善

- デジタルツール（5G、IoT、AI）の活用、小さな拠点の活用、集落運営組織の活用

○ 半島振興計画の評価のための現況把握

半島振興法第4条で半島振興計画として定める以下の事項について、各種統計データにより現況を把握予定。

- ・交通施設及び通信施設の整備その他の交通通信の確保
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発
- ・雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
- ・水資源の開発及び利用
- ・生活環境の整備
- ・医療の確保
- ・高齢者の福祉その他の福祉の増進
- ・教育及び文化の振興
- ・国内及び国外の地域との交流の促進
- ・災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

○ 基本情報の整理及び今後の半島振興施策のあり方を検討する上で重視すべき事項の検討

基本情報（人口、交通アクセス、一次産業就業人口比率、工業集積率、財政力指数）の整理と、今後の半島振興施策のあり方を検討する上で重視すべき事項について検討予定。

○ 半島振興法の配慮規定に関する現況把握

半島振興法

目的 (第1条)

この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

離島振興法

目的 (第1条)

この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

目的 (第1条)

この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(参考) 半島振興法と離島振興法、過疎法との比較

・ 都道府県が作成する計画の内容

半島振興法においては、「再生可能エネルギーの利用等」、「自然環境の保全及び再生」、「介護サービス等の確保等」、「人材の確保及び育成」、「移住及び定住の促進」、「子育て環境の確保」、「情報化」、「集落の整備」について、記載を求めている。(ただし、作成指針(p8)において、「多様な人材の育成」については記載を求めている。)

	半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
振興の基本的方針(基本的事項)	○	○	○
基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、交通通信の確保(〔離島〕+費用の低廉化、〔過疎〕+住民の日常的な移動のための交通手段の確保)	○	○	○
農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発(〔離島〕+電力施設の整備、情報通信業の振興、〔過疎〕+情報通信業の振興)	○	○	○
雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	○	○	
水資源の開発及び利用	○		
生活環境の整備	○	○	○
医療の確保等	○	○	○
高齢者の福祉その他の福祉の増進	○	○	○
教育及び文化の振興	○	○	○
国内及び国外の地域との交流の促進	○	○	○
水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	○	○	○
再生可能エネルギーの利用等		○	○
自然環境の保全及び再生		○	
介護サービス等の確保等		○	
人材の育成(〔離島〕+人材の確保)		○	○
移住及び定住の促進			○
子育て環境の確保			○
情報化			○
集落の整備			○

半島振興法には、〔その他の福祉の増進〕、〔教育の充実〕、〔再生可能エネルギーの利用等〕、〔自然環境の保全及び再生〕、〔規制の見直し〕、〔移住定住の促進、人材の育成等〕、〔感染症が発生した場合の住民の生活の安定等〕、〔小規模な離島への配慮〕についての規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
交通通信の確保	基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設の整備	○		○
	交通の確保	○	○	○
	通信の確保	○	○	○
農林水産業その他の産業の振興	農林水産業その他の産業の振興	○	○	○
	農地法等の扱い	○	○	○
雇用機会等の拡充	就業の促進	○	○	○
生活環境の整備	生活環境の確保	○	○	○
医療の確保等	医療の確保	○	○	○
福祉の増進	高齢者の福祉の増進	○	○	○
	介護サービス等の確保	○	○	○
	その他の福祉の増進		○	○
教育及び文化の振興	人材の育成	○	○	○
	教育の充実		○	○
	地域文化の振興	○	○	○



		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
国内及び国外の地域との交流の促進	観光の振興及び交流の促進	○	○	○
国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	防災対策の推進	○	○	
その他	再生可能エネルギーの利用等		○	○
	自然環境の保全及び再生		○	○
	規制の見直し		○	○
	移住定住の促進、人材の育成等			○
	感染症が発生した場合の住民の生活の安定等		○	
	小規模な離島への配慮		○	

・交通通信の確保

半島振興法には、〔交通の確保〕に関して、海上・航空・陸上交通の総合的かつ安定的な確保等と費用の低廉化に関する配慮規定がなく、〔通信の確保〕に関して、先端的な技術の活用の推進や、地域住民が情報通信技術活用の習得するための機会の提供に関する配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
交通通信の確保	基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設の整備	<p>半島循環道路等の整備 (第10条) 地域を循環する主要な道路又は地域と一般国道等を連絡する主要な道路で特に重要なものの整備事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮</p> <p>基幹的な市町村道等の整備 (第11条) 基幹的な市町村道・農道等の新設及び改築について、都道府県が行うことができる</p> <p>小型航空機用飛行場等の整備 (第12条) 小型の航空機の用に供する公共用飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切に配慮</p>		<p>基幹道路の整備 (第16条) 市町村道等の基幹道路の新設及び改築については、都道府県が行うことができる</p>
	交通の確保	<p>地域公共交通の活性化及び再生 (第12条の2) 地域公共交通の活性化及び再生について適切に配慮</p>	<p>交通の確保等 (第12条) 海上、航空及び陸上の交通について、総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実^{に特別な配慮}</p>	<p>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保 (第31条) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保^{について適切に配慮}</p>
	通信の確保	<p>情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 (第13条) 情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切に配慮</p>	<p>情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等 (第13条) 情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実その維持管理並びに情報通信技術その他の先端的な技術の活用の推進^{について特別な配慮}</p>	<p>情報の流通の円滑化等 (第30条) 情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供^{について適切に配慮}</p>

・ 農林水産業その他の産業の振興、雇用機会の拡充等

半島振興法には、〔農林水産業その他の産業の振興〕に関して、水産動植物の生育環境の保全や、産業振興に寄与する人材の育成・確保、起業家への支援、先端的技術の導入・産業間連携の推進についての配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
農林水産業その他の産業の振興	農林水産業その他の産業の振興	<p>農林水産業その他の産業の振興 (第13条の2) 生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切に配慮</p> <p>中小企業者に対する配慮 (第9条の10) 当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切に配慮</p>	<p>農林水産業その他の産業の振興 (第14条) 生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切に配慮</p> <p><u>水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切に配慮</u></p> <p><u>生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切に配慮</u></p> <p><u>事業の円滑な実施のために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切に配慮</u></p>	<p>農林水産業その他の産業の振興 (第26条) 生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切に配慮</p> <p><u>生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切に配慮</u></p> <p>中小企業者に対する情報の提供等 (第27条) 当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切に配慮</p>
	農地法等の扱い	<p>農地法等による処分 (第9条の9) 農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切に配慮</p>	<p>農地法等における配慮 (第18条) <u>農地法、自然公園法その他の法律の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切に配慮</u></p>	<p>農地法等による処分 (第38条) 農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切に配慮</p>
雇用機会の拡充等	<p>就業の促進 (第13条の3) 良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切に配慮</p>	<p>就業の促進 (第14条の2) 良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切に配慮</p>	<p>就業の促進 (第29条) 良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切に配慮</p>	

・生活環境の整備

半島振興法には、〔生活環境の整備〕に関して、公共下水道の幹線管渠等の代行整備に係る配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
生活環境の整備	生活環境の整備	<p>生活環境の整備 (第13条の4) 住宅及び水の確保、汚水、廃棄物及び海岸漂着物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策について適切に配慮</p>	<p>生活環境の整備 (第14条の3) 住宅及び水の確保、汚水、廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切に配慮</p>	<p>生活環境の整備 (第32条) 住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切に配慮</p>
				<p>公共下水道の幹線管渠等の整備 (第17条) 市町村が管理する公共下水道のうち、幹線管渠等の設置について、都道府県が行うことができる</p>

・医療の確保等

半島振興法には、〔医療の確保〕に関して、無医地区に関する保健指導等の活動、医師の派遣等への協力要請、妊婦の通院又は入院に対する支援、必要な医師等の確保による医療の充実に関する配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
医療の確保等	医療の確保	<p>医療の確保 (第13条の5) 無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、医療機関の協力体制 (救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。)の整備等について適切に配慮</p>	<p>医療の確保 (第10条) 無医地区に関し診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療、保健師による保健指導等の活動、医療機関の協力体制の整備、その他無医地区の医療の確保に必要な事業を実施しなければならない</p> <p>病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、医師又は歯科医師の派遣、巡回診療車による巡回診療につき協力を要請できる</p> <p>国及び都道府県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保に努めなければならない</p> <p>妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていないことにより当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切に配慮</p> <p>医療法に規定する医療計画を作成するに当たって、医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切に配慮</p> <p>必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、遠隔医療の実施、医療機関の協力体制の整備等による医療の充実が図られるよう特別の配慮</p>	<p>医療の確保 (第20条) 無医地区に関し、診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療、保健師による保健指導等の活動、医療機関の協力体制の整備、その他無医地区の医療の確保に必要な事業を実施しなければならない</p> <p>病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、医師又は歯科医師の派遣、巡回診療車による巡回診療につき協力を要請できる</p> <p>国及び都道府県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保に努めなければならない</p> <p>医療法に規定する医療計画を作成するに当たって、医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切に配慮</p> <p>必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切に配慮</p>

・福祉の増進 (1)

半島振興法には、〔高齢者の福祉の増進〕に関して、保健医療サービスや介護サービス等を受けるための住民負担の軽減、集会施設の建設費用補助に関する配慮規定がない。また、〔介護サービス等の確保〕に関して、地域内の人材の活用、障害者に係る福祉サービスの提供等に関する配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
福祉の増進	高齢者の福祉の増進	高齢者の福祉の増進 (第14条) 高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切に配慮	高齢者等の福祉の増進 (第11条) 高齢者の居住の用に供するための施設及び児童福祉施設の整備等について適切に配慮 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減 (第11条の2) 保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、離島振興対策実施地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切に配慮	高齢者の福祉の増進 (第18条) 高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる 高齢者の福祉の増進 (第19条) 高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設に要する費用の一部を補助することができる
	介護サービス等の確保	介護サービスの確保等 (第13条の6) 老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実について適切に配慮	介護サービス等の確保等 (第10条の2) 老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた島内の人材の活用等による介護サービスに従事する者の確保並びに介護ロボット等の導入、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実等について適切に配慮	高齢者の福祉の増進 (第18条) 老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切に配慮

・福祉の増進(2)

半島振興法には、〔その他の福祉の増進〕に関して、児童福祉施設の整備、保健医療サービスや介護サービス、保育サービス等を受けるための住民負担の軽減に関する配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
福祉の増進	その他の福祉の増進		<p>高齢者等の福祉の増進 (第11条) 高齢者の居住の用に供するための施設及び児童福祉施設の整備等について適切に配慮</p> <p>保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減 (第11条の2) 保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、離島振興対策実施地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切に配慮</p>	<p>保育サービス等を受けるための住民負担の軽減 (第33条) 保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切に配慮</p>

・教育及び文化の振興

半島振興法には、〔教育の充実〕に関して、地域外高等学校への通学と居住への支援、公立学校の教職員の配置や処遇、多様な交流の機会を通じた学習、情報通信技術の活用、生涯学習の振興に関する配慮規定がなく、〔地域文化の振興等〕に関して、担い手の育成に関する配慮規定がない。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
教育及び文化の振興	人材の育成	多様な人材の育成のための教育の充実 (第15条の3) 多様な人材を育成するため、必要な教育に関する施策について適切に配慮	農林水産業その他の産業の振興 (第14条) …地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保…について適切な配慮	移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保(第25条) …地域社会の担い手となる人材の育成…について適切に配慮
	教育の充実		教育の充実 (第15条) 区域内から区域外に所在する高等学校等へ通学する場合等における通学又は居住に対する支援について適切に配慮 公立学校の教職員の定数の算定又は公立学校の教職員の配置について特別に配慮 公立学校の教職員の処遇について適切に配慮 学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、離島留学その他の多様な交流の機会を通じた学習及び地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切に配慮	教育の充実 (第34条) 公立学校の教職員の定数の算定又は配置について適切に配慮 子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切に配慮 過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切に配慮 情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切に配慮 地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切に配慮
	地域文化の振興	地域文化の振興等 (第15条) 伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切に配慮 地域における文化の振興について適切に配慮	地域文化の振興 (第16条) 伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切に措置が講ぜられるよう配慮 地域における文化の振興について適切に配慮	地域文化の振興等 (第35条) 伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切に配慮 地域における文化の振興について適切に配慮

・国内および国外の地域との交流の促進

〔観光の振興及び交流の促進〕に関しては、半島振興法、離島振興法、過疎法のいずれにも、観光振興・地域内の交流・国内外との地域との交流に関する配慮規定がある。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
国内および国外の地域との交流の促進	観光の振興及び交流の促進	観光の振興及び交流の促進 (第15条の2) 観光の振興並びに半島振興対策実施地域内の交流並びに半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流について適切に配慮	観光の振興及び交流の促進 (第17条) 観光の振興並びに離島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流について適切に配慮	観光の振興及び交流の促進 (第28条) 観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流について適切に配慮

・国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

〔防災対策の推進〕に関しては、半島振興法、離島振興法のいずれにも、防災対策の推進に関する配慮規定がある。

		半島振興法	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	防災対策の推進	防災対策の推進 (第15条の4) 国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切に配慮	防災対策の推進 (第17条の4) 国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切に配慮	

・その他の規定

半島振興法には、以下に関する配慮規定がない。

	離島振興法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
再生可能エネルギーの利用等	<p>エネルギー対策の推進 (第17条の3)</p> <p>再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切に配慮</p> <p>離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策の推進について適切に配慮</p>	<p>再生可能エネルギーの利用の推進 (第36条)</p> <p>再生可能エネルギーの利用について適切に配慮</p>
自然環境の保全及び再生	<p>自然環境の保全及び再生 (第17条の2)</p> <p>海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他の生態系の維持又は回復について適切に配慮</p>	<p>自然環境の保全及び再生 (第37条)</p> <p>自然環境の保全及び再生に資するための措置について適切に配慮</p> <p>国有林野の活用 (第39条)</p> <p>国有林野の活用について適切に配慮</p>
規制の見直し	<p>規制の見直し (第18条の2)</p> <p>地方公共団体から提案があつたときは、離島の振興を図るため、離島振興対策実施地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切に配慮</p>	<p>規制の見直し (第40条)</p> <p>市町村から提案があつたときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切に配慮</p>
移住定住の促進、人材の育成等		<p>移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保 (第25条)</p> <p>多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切に配慮</p>
感染症が発生した場合の住民の生活の安定等	<p>感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等 (第17条の5)</p> <p>国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを受用できるよう適切に配慮</p>	
小規模な離島への配慮	<p>小規模な離島への配慮 (第17条の6)</p> <p>人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切に配慮</p>	